

2. ヒアリング調査

※ ヒアリング調査結果の詳細については、[「VI 資料編 2. ヒアリング調査結果」](#)を参照

(1) ヒアリング調査の概要

① 調査目的

訪問D等の移動・外出支援を先行して取り組んでいる市町村の、実施または実施予定の状況を把握するとともに、①制度構築やサービス創出にあたってしなければならないこと、②その過程で課題をどのように解決してきたのか、について明らかにする。

② 調査対象

(ア) 行政

北海道白老町、宮城県岩沼市、茨城県神栖市、茨城県取手市、栃木県高根沢町、埼玉県和光市、神奈川県平塚市、滋賀県米原市、大阪府大東市、奈良県黒滝村、島根県美郷町、鹿児島県さつま町

(イ) サービス実施団体

NPO 法人御用聞きわらび（北海道白老町）
NPO 法人活きる（茨城県取手市）
NPO 法人グループたすけあいエプロン（栃木県高根沢町）
大野木長寿村まちづくり会社（滋賀県米原市）
黒滝村社会福祉協議会（奈良県黒滝村）
NPO 法人別府安心ネット（島根県美郷町）
社会福祉法人クオラ（鹿児島県さつま町）

③ 調査方法

全市町村を対象としたアンケート調査結果から、訪問D等の移動・外出支援を実施している、もしくは実施に向けて準備が進んでいる市町村を抽出した。その上で、電話依頼に応じていただけた市町村とサービス実施団体に訪問ヒアリング調査を実施した。

④ 調査時期

2016（平成28）年9月～11月

(2) ヒアリング調査対象市町村の取り組み概要

		1	2	3	4
		北海道白老町	宮城県岩沼市	茨城県神栖市	茨城県取手市
①	人口(人) 2016年6月1日現在推計値	17,828人	44,761人	94,747人	106,172人
②	問4 (※P.13へ)	1. 3	1	2. 5. 6	1. 3. 5
③	新しい総合事業に基づくサービス類型	未定	一般介護予防事業の送迎のみ委託	一般介護予防事業	訪問D
④	実施の形態 (道路運送法上の類型)	未定	登録不要(サロン送迎/シルバー人材)4条許可/タクシー	登録不要(ガソリン代実費)	福祉有償運送
⑤	新しい総合事業に基づく移動支援の事業内容の概要	未定	スーパーの一角で行う通所Aへの送迎(買い物ができる)	市内全域を基本とし、2か所(神栖地区、波崎地区)での居場所事業参加者の送迎	福祉有償運送をそのまま補助対象にした
⑥	実施開始時期	NPO法人からの提起を受けて検討中	一般介護予防事業で開始した「お買い物ミニデイ事業」を平成29年度から通所型サービスAで実施中	H29年1月から一般介護予防事業になる	年度内に補助要綱等整備しH29年4月から実施予定
⑦	実施主体の名称や数	NPO法人御用聞きわらび(福祉有償運送団体)	シルバー人材センターとタクシー事業者に委託	「NPO法人シニアネットワークかみず」への補助神栖市介護予防事業ボランティア活動団体活動費補助金交付要項に基づく	「NPO法人活きる」への訪問Dの補助
⑧	特徴(ご紹介ポイント)	介護保険や福祉有償運送、助け合い活動等を実施しているNPO法人から、町の担当者に提案検討のきっかけを作った	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援を事業対象者に限定して実施 ・居場所+買い物+送迎は、交通不便な地区の住民ニーズによく合っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の立ち上げを含め市が支援 ・SCコーディネーターも早期に任命し、活躍している 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の単独事業で利用料補助あり ・福祉有償運送の利用者枠拡大で、しくみを変えずに訪問Dに移行した

		5	6	7	8
		栃木県高根沢町	埼玉県和光市	神奈川県平塚市	滋賀県米原市
①	人口(人) 2016年6月1日現在推計値	29,540人	81,148人	256,332人	39,821人
②	問4 (※P.13へ)	2. 3	1	3	2. 5
③	新しい総合事業に基づくサービス類型	通所 B (送迎込み) または一般介護予防事業+訪問 D	訪問 D	未定	訪問 B+D
④	実施の形態 (道路運送法上の類型)	登録不要 (サロン送迎)	福祉有償運送	未定	登録不要 (ガソリン代実費)
⑤	新しい総合事業に基づく移動支援の事業内容の概要	通所 B (または一般介護予防) の参加者の送迎を通所の実施主体が行う予定	通所 C への送迎	未定	マイカーボランティアによる通院、買い物等への送迎
⑥	実施開始時期	通所 B の予定だったが H29 年 4 月からモデル実施予定	通所 C の送迎を訪問 D もともと 2 次予防で H18 年から通所 C を実施しており、総合事業の D にあたると思い、総合事業に移行 (27 年 4 月)		H28 年 10 月開始
⑦	実施主体の名称や数	福祉有償運送団体を含む通所 B の実施主体 2, 3 法人	福祉有償運送団体 10 団体に、要綱による指定事業者委託	住民組織で今後検討	住民主体のお茶の間創造事業実施団体のうち 2 か所 (増える予定)
⑧	特徴(ご紹介ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> フルデマンドタクシー「たんたん号」の評価が高く、事業対象者の通院や買い物は充足 通所サービスには、送迎のほか様々な機能を持たせる補助体系を構築中 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村特別給付で要介護者の送迎や、コミュニティバスもあり、移動手段が充実している 「在宅生活の継続」を目指し、送迎もその手段として活かして、低い要介護認定率を維持 	<ul style="list-style-type: none"> 市内 17 か所の「福祉村」をつくることで、住民主体の助け合い活動を実践 	H26 年から実施している地域お茶の間創造事業の実施主体が移動支援の必要性を認識し、実施主体の候補になっている

		9	10	11	12
		大阪府大東市	奈良県黒滝村	島根県美郷町	鹿児島県さつま町
①	人口(人) 2016年6月1日現在推計値	122,553人	741人	5,013人	22,027人
②	問4 (※P.13へ)	1. 2. 3	1. 5	1. 3. 4. 5	1. 3
③	新しい総合事業に基づくサービス類型	未定	訪問 D	訪問 B+D	訪問 D
④	実施の形態 (道路運送法上の類型)	未定	登録不要(家事・身辺援助等の一体型)	公共交通空白地有償運送+福祉有償運送	4条ぶら下がり
⑤	新しい総合事業に基づく移動支援の事業内容の概要	未定	要支援者に対する村内の買い物通院等の送迎	登録車両による事業対象者への通院・買い物等の送迎	許可車両による事業対象者の通院・買い物送迎
⑥	実施開始時期	訪問 B 実施団体あり、D は検討中	H29年4月開始予定	H29年4月開始予定	H28年10月開始
⑦	実施主体の名称や数	福祉有償運送(6団体)の団体と生活サポートセンターを検討	黒滝村社会福祉協議会	公共交通空白地と福祉有償運送を実施している NPO 法人	「社会福祉法人クオラ」への訪問 D の補助
⑧	特徴(ご紹介ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の体操教室が有名 ・体操教室への送迎二ーズがあり、移動支援を模索中 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の移動支援事業と同様に、要介護者の移動支援(通院等乗降介助)、要支援者の通院や買い物も支援することをめざしている ・事業所を「指定」して実施。単価を設定している ・村内では移動支援の担い手が社協以外に見当たらない 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率と独居率が高く、自治会の機能低下が顕著 ・県の補助事業や町の単独事業で NPO を支援している、協働の典型例 ・実施主体は公共交通空白地と福祉有償運送を実施しており二ーズへの対応力がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得の低い高齢者には介護度に関わらず安価な移動手段が必要と判断 ・判定会議で認められた利用者のみを4条ぶら下がり(認可運賃)で送迎実施

※ 上記一覧表の②は、アンケート調査の下記の問4で回答された選択肢の番号を記載している。

問4 貴自治体内において、住民を対象とした次のような移動手段はありますか。(いくつでも)

- | | |
|---|---|
| 1. コミュニティバス（市区町村の補助・委託等によるバス） | |
| 2. デマンド型バス・乗合タクシー（市区町村の補助・委託等で、予約に応じて運行するバスやタクシー） | |
| 3. 福祉有償運送（要介護者や障がい者等を対象に、非営利の法人・団体が行う有償の送迎） | |
| 4. 公共交通空白地有償運送（主に地域住民を対象に、非営利の法人・団体が行う有償の送迎） | |
| 5. 高齢者向けのバス利用券・タクシー券交付等 | |
| 6. 道路運送法上の登録不要の移動支援サービス | |
| 7. 貴自治体独自の移動・外出支援関係のサービス〔 | 〕 |
| 8. その他〔 | 〕 |

（3）ヒアリング調査のまとめ

調査時点で外出・移動支援を実施している事例は、市町村内に移動支援を行う団体がすでにあたり類似の外出・移動支援を以前から市町村が実施したりしていたところに、訪問Dなどの制度を活用したケースが多い。

新しい総合事業の類型では、訪問Dだけでなく、一般介護予防事業や訪問B、通所A、通所Bなどで外出・移動支援を実施したり、組み合わせて実施したりしている事例がある。

また、道路運送法上の類型では、福祉有償運送、公共交通空白地有償運送、登録不要（無償運送やサロン送迎等）、ぶら下がり許可による有償運送など、いろいろな類型にて実施されており、地域特性、様々なニーズに合わせ工夫を凝らした多種多様な移動・外出支援が展開されている。